

資料III－4

政府調達の自主的措置に係る自主的レビュー会合結果報告

平成24年12月4日
自主的レビュー会合

- 1 平成6年3月の第21回アクション・プログラム実行推進委員会（以下「A P委員会」という。）において決定された「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」及び「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」の規定に基づき、A P委員会の下の自主的レビュー会合は、それぞれの分野における自主的措置のレビューを行った。
- 2 具体的には、自主的措置の実施状況につき供給者等から意見・要望を聴取するため、「政府調達の自主的措置に関するクエスチョンnaire」を送付することにより照会（回答41者）を行った。
供給者等からは、別添1の意見照会結果のとおり、全般的には概ね高い評価を得たが、総合評価落札方式における評価の基準及び方法の改善等について要望が寄せられた。
- 3 自主的レビュー会合は、以上の結果及び別添2の平成23年（暦年）における政府調達の実績を踏まえ、別添3の「今後の政府調達の運営に関する取組について」を取りまとめた。